

仕様書（案）

1. 事業名

令和元年度 諏訪湖を活用した健康増進「ヘルスアップ」事業

2. 事業目的

現在、下諏訪町では、諏訪湖畔を「健康スポーツゾーン」と位置付けて、ジョギングロードや15種類の健康器具、県内唯一の漕艇場である下諏訪町漕艇場、歩行浴プールを設けた高浜健康温泉センター「ゆたん歩^o」などの活用による「健康スポーツゾーン構想」に基づく健康長寿のまちづくりを進めている。

平成30年3月に策定された長野県の「諏訪湖創生ビジョン」においても、諏訪湖の「湖辺面活用・まちづくり」が水質や生態系の保全と並んで重要な位置付けとなっており、長野県及び諏訪湖周2市1町（岡谷市・諏訪市・下諏訪町）による（仮称）諏訪湖周サイクリングロードの整備などが今後予定されているところである。

諏訪湖を活用した健康増進「ヘルスアップ」事業は、将来的なスポーツツーリズムを見据えた上で、まずは地元町民が気軽にスポーツを楽しむことができ、健康でいきいきと生活できるまちづくりを進める第一歩として、健康づくりの機運を醸成するための定期的な健康・運動の機会を提供し、今後の事業参加者の確保につなげるものであり、平成30年度から「諏訪湖活用推進事業」を開始し、昨年度は諏訪湖周辺や諏訪湖でのボートなどを活用した健康増進教室を開催する中で、町民の参加ニーズの把握や今後の健康増進に向けた課題などの結果を得たところである。

本年度の事業においては、昨年度の事業結果を踏まえた上で、対象者を20歳～50歳代の比較的若年齢層に、健康増進の指標を「骨格筋量の増加」「体脂肪量の減少」に設定し、健康・運動に関する教室や講習会等を開催し、町民の健康づくりに対するさらなるニーズの把握や機運醸成を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和2年2月28日（金）まで

4. 委託業務の内容

(1) 実施計画の作成

- ・業務目的を達成するために、最も効果的な実施内容と、それに基づく具体的な実施計画を作成すること。作成に当たっては、次の内容をわかりやすく記載すること。

- ① 実施内容（プログラム）、スケジュールなど
- ② 事業の広報、参加者の募集方法など
- ③ 指導員等の体制、安全管理など
- ④ 自社の持つノウハウやそれを活かした取組みなど

(2) 事業参加者の募集、事業に関する広報

- ・今回の事業の対象である下諏訪町民に対し、健康づくりの機運を高めるような

広報を行うとともに、事業参加者を募集すること。

- ・参加者の募集期間は、契約締結後から7月末頃までを目安とする。

(3) 一定期間、健康・運動に関する教室等の開催

- ・参加者が事業終了後も継続して（習慣として）取り組めるような健康・運動に関する教室、講習会等を一定期間開催すること（概ね8月中旬～11月末頃までの期間を想定）。
- ・本事業が「諏訪湖の活用」を想定したものであることを踏まえ、「健康スポーツゾーン」内の施設や設備を活用して、骨格筋量の増加、体脂肪量の減少等に資する教室・講習会等のプログラムを作成すること。
- ・企画提案書には、募集人数、教室の開催回数、参加者からの費用の徴収の有無、保険加入等の予定等についても明記すること。

(4) アンケート調査の実施

- ・教室、講習会等の参加者に、健康づくりへの意識の変化等を確認するためのアンケート調査を実施すること。

5. 成果品（委託業務報告書）

(1) 内容

- ・本業務で実施した事業内容、実績、客観的指標を用いた効果、検証等を盛り込むこと。
- ・報道機関等に取り上げられた記事、映像等については、報告書に記載するとともに、写し等を提出すること。

(2) 提出方法

- ・提出部数 10部
 - ※ 委託業務報告書は日本工業規格A4判とし、画像・図面等については適宜カラー刷りとする。
- ・委託業務報告書、報道機関等に取り上げられた記事等の電子データを記録したCD-R又はDVD-R1式
 - ※ 報告書の電子データは、Microsoft Word等で作成した文書ファイルで、委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとすること。
 - ※ 電子データの納品については、すべてウイルスチェック対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品されたデータが納品時点でウイルス感染していたことにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と費用負担により、原状回復その他賠償等について対応すること。
- ・提出期限 令和2年2月28日（木）

6. 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担すること。

7. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、下諏訪町財務規則、下諏訪町個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 秘密の保持
 - ・受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
 - ・受託者は、業務の遂行に当たり下諏訪町個人情報保護条例を遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
 - ・受託者は、本業務を実施する上で知り得た情報については、下諏訪町個人情報保護条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適切な管理を行うこと。
- (3) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (4) 業務の実施中にトラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。
- (5) 業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じたときは、委託者と受託者で協議の上で業務を遂行すること。
- (7) 委託者において必要と認めたときは、事業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更において、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、委託者はこれを賠償する。